

山口県報

平成26年
3月31日
(月曜日)

目 次

規則
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....1



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十六号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第七号中「第五十九条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第十号中「第六項」を「第七項」に改める。

第二十六条中「第七十三条の二十七の二第一項」の下に「、法第七十三条の二十七の三第一項」を加える。

第二十七条中「(法第七十三の二十七の六第二項)を「、法第七十三の二十七の四第二項(法第七十三の二十七の五第二項又は法第七十三の二十七の七第二項)に、第七十三の二十七の五第二項」を「第七十三の二十七の六第二項」に改める。

別記第六十五号様式(その三)を同様式(その四)とし、同様式(その二)を同様式(その三)とし、同様式(その一)中「第59条第2項」を「第59条第3項」し、

法第73条の27の第1項該当

を

法第73条の27の第3項該当

に改め、同様式(その一)を同様式(その二)とし、同様式

(その二)の前に次のように加える。

第65号様式（その1）（第25条関係）
（耐震基準不適合既存住宅用）

不 動 産 取 得 税 減 額 申 請 書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住 所
(納税者) 氏 名

印

山口県税賦課徴収条例第59条第2項の規定により、下記のとおり申請します。
記

取得不動産の表示 住 宅	所 在		
	家 屋 番 号	番 種 類	
	構 造	床 面 積	m ²
取得年月日	年 月 日	年 月 日	
住宅の完成年月日	年 月 日		
耐震改修の完了年月日	年 月 日		
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

印字線六十七号継続(No.611)中
「(被収用不動産等の代替不動産・譲渡担保財産・再開発会社用)」
「(耐震基準不適合既存住宅・被収用不動産等の代替不動産・)」、印
(譲渡担保財産・再開発会社用)

法第73条の27の2第2項該当	被収用見込不動産等			所在地番	地積	m ²
	地目	家屋番号	番	種類	m ²	
	構造	公共事業者	造	床面積		

を

法第73条の27の2第2項該当	住宅	年月日	年月日	
	耐震改修の完了予定年月日			
法第73条の27の3第2項該当	被収用見込不動産等			m ²
	所在地番	地積	m ²	
	家屋番号	種類		
	構造	床面積		
	公共事業者			

を

法第73条の27の3第2項該当	法第73条の27の4第2項該当
や	に於ける
法第73条の27の4第2項該当	法第73条の27の5第2項該当

品目振六十七呼機ね(ㄨㄟ)母

「(被収用不動産等の代替不動産・譲渡担保財産・再開発会社用)」を

「(耐震基準不適合既存住宅・被収用不動産等の代替不動産・)」を

(譲渡担保財産・再開発会社用

